

中華人民共和国産いねわらに関する植物検疫実施細則（平成11年7月30日付け11農産第4566号農産園芸局長通達）の一部改正新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>1・2 (略)</p> <p>3 検査及び消毒の確認 (1)・(2) (略)</p> <p>(3) 植物検疫証明書 ア 植物防疫官は、(2)の消毒の確認により消毒が完全に実施されたこと及び(1)の検査の確認により検疫有害動植物が付着していないことを確認した場合は、植物検疫証明書の余白に、氏名を付記するものとする。</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>4～9 (略)</p> <p>10 表示 告示8の表示は、次の字句によるものとする。</p> <p><u>(1) 輸出植物検疫終了の表示</u> <u> 经 检 疫 处 理 </u></p> <p><u>(2) 仕向け地の表示</u> <u> 输 往 日 本 国 </u></p> <p>11 (略)</p>	<p>1・2 (略)</p> <p>3 検査及び消毒の確認 (1)・(2) (略)</p> <p>(3) 植物検疫証明書 ア 植物防疫官は、(2)の消毒の確認により消毒が完全に実施されたこと及び(1)の検査の確認により検疫有害動植物が付着していないことを確認した場合は、植物検疫証明書の余白に、氏名を記入し、押印するものとする。</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>4～9 (略)</p> <p>10 表示 告示8の表示は、次の様式によるものとする。</p> <div data-bbox="1323 1062 1798 1230" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">輸 往 日 本 国</p> <p style="text-align: center;">出入境検疫局經處理</p> </div> <p>11 (略)</p>